

新型コロナウイルス感染防止に向けた取組み

～「新しい生活様式」の実践に向けて～

伊丹市社会福祉事業団感染症対策本部

R3.8.20改定

【経緯】

新型コロナウイルスの感染が拡大し、国は令和2年4月7日から5月6日までを期間とする緊急事態宣言を発し、兵庫県をはじめとする7都府県を緊急事態措置実施地域とした後、4月16日には京都府をはじめとする6道府県を追加し特定警戒区域とした上で、全都道府県を措置地域としました。さらに、5月4日には措置期間を5月31日まで延長しました。

その後、感染の減少が見られ5月14日に国は特定警戒都道府県8都道府県を除く39県で実施区域から解除し、5月21日にはさらに兵庫県・大阪府・京都府、5月25日には残る東京都をはじめとする5都道県を実施区域から解除し、緊急事態宣言を全面解除する決定をし、段階的に自粛等の緩和に取り組みました。

しかし、自粛等の緩和に伴い再び感染者の増加傾向が見られ、特に6月下旬以降東京都を中心とした関東地域での増加が顕著となって以降、大阪府や周辺府県においても7月下旬から8月にかけて再び感染の増加が見られ9月に入っても依然「感染警戒期」の水準にあったものが、10月下旬から11月にかけてはさらに全国的に急速な拡大を続け、兵庫県では感染レベルを10月28日には「感染増加期」、11月6日には「感染拡大期1」、11月11日には「感染拡大期2」、さらに11月20日には「感染拡大特別期」へと最高レベルまで引き上げられたところです。

この状況は、年末年始にかけて首都圏（東京・神奈川・千葉・埼玉）で一層拡大し、同様に京阪神地域を中心とした関西圏等でも感染拡大が続いたことから、国は令和3年1月7日に東京・神奈川・千葉・埼玉、同1月13日には大阪・兵庫・京都や愛知・岐阜・福岡・栃木を実施区域として、2月7日までを期限とする2回目となる緊急事態宣言を発出したところですが、1月中旬をピークに新規感染者数は減少に転じたものの、医療の逼迫した状況は依然として継続していることなどから、2月2日には栃木県は期限を2月7日までとしつつ、10都府県の緊急事態措置を3月7日まで1か月延長となりました。その後、新規感染者の減少、医療提供体制の改善が見られるようになったことから、2月22日に関西3府県は連携し国に対して緊急事態宣言の解除を要請、これを受け国は2月26日、専門家会議の意見を受け、同様に新規感染者の減少傾向にあり解除要請をした愛知・岐阜・福岡3県を含む6府県の緊急事態宣言を2月28日まで解除することとしました。残る首都圏1都3県についても3月21日をもって解除されました。

2回目の緊急事態宣言解除前後から新規感染者の下げ止まり傾向があった中、先行して解除になった関西では変異株によるものと思われる新規感染者の増加傾向が強まり、第4波の状況となってきたことから大阪府等の要請により、4月1日国は改正特措法に基づくまん延防止等重点措置の適用を決め、実施区域を大阪府（大阪市）、兵庫県（神戸・芦屋・西宮・尼崎）として4月5日から5月5日までを実施期間としました。感染拡大はさらに続き、兵庫県は4月15日、措置の地域を伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町と明石市に拡大することを決め、4月22日から5月5日を実施期間としました。一方国は東京都、京都府、沖縄県に続き、16日、埼玉県・千葉県・神奈川県と愛知県に対象地域を拡大し、4月20日から5月11日までを期間とすることを決定しました。

まん延防止等重点措置実施地域の大坂府・兵庫県では措置期間も感染拡大が続き、遅れて

2回目の緊急事態宣言が解除された東京都においても増加傾向が見られたことから、各都府県からは緊急事態宣言の発出要請が出されたため、国は4月23日に大阪・兵庫・京都と東京に4月25日から5月11日までを実施期間とする緊急事態宣言発出を決定しました。変異ウイルスによる染拡大が5月の連休を過ぎても収まる気配を見せないことから、大阪・兵庫からの期間延長の要請を受け、国は11日までとしていた期限を31日まで延長し、新たに愛知・福岡の両県を対象地域に加えましたが、新規感染者の減少は見られるものの医療提供体制の逼迫が続いたことから、6月20日まで再延長となりました。

国は、6月20日まで10都道府県に出していた緊急事態宣言について、東京都をはじめ大阪・兵庫・京都など9都道府県を新規感染者の減少から20日で解除しつつ、7月11日までを期限としてまん延防止等重点措置に移行するとともに、医療提供体制が依然厳しい状況にある沖縄については7月11日まで延長することとしました。兵庫県は、まん延防止等重点措置への移行を受け実施地域を神戸・尼崎・西宮・芦屋・伊丹・宝塚・川西・三田・猪名川・明石・加古川・高砂・稻美・播磨・姫路の15市町とすることとした。

7月11日を期限とした緊急事態措置・まん延防止等重点措置について、国は東京都の感染拡大の状況を受け、12日から東京都に緊急事態宣言措置地域に、沖縄県は継続、大阪と埼玉・千葉・神奈川はまん延防止等重点措置継続とし期限を8月22日までとした一方、兵庫・京都をはじめ北海道・愛知・福岡に出されていたまん延防止等重点措置は7月11日で解除となりました。

新規感染者のより感染力の強いデルタ株（インド由来変異ウイルス）が占める割合が従来株から置き換わる中、下げ止まっていた新規感染者は増大に転じ、急激な拡大傾向を示したことから、国は首都圏の埼玉・千葉・神奈川に大阪を加えた4府県に対し緊急事態宣言対象地域に追加、北海道・石川・兵庫・京都・福岡の5道府県にまん延防止等重点措置を適用、期間をこれらの地域は8月2日から、既に緊急事態適用中の東京・沖縄の延期も含めて8月31日までとすることを決定しました。しかし、新規感染者は一層拡大を続けたことから、8月12日兵庫県はまん延防止等重点措置対象地域に16日から新たに21市町を加え合計36市町としたほか、国に対し緊急事態宣言発出の協議を続け、国は17日に新たに兵庫県をはじめとする7府県に20日から緊急事態宣言を発出、既に発出中の地域を含め期限を9月12日までとしたほか、まん延防止等重点措置についても20日から新たに10県を対象に加え合計16道県とし、同じく期限を9月12日までとしました。

【ワクチン接種について】

新型コロナウイルス感染症の終息の切り札となるワクチン接種について、2月17日から医療従事者を対象とした国内接種が開始され、高齢者については4月5日の週に全国にワクチンを配布、12日から接種を始めることが2月24日に国から発表されたことを受け、県内でも接種に向けた準備を進めているところです。

兵庫県では、4月5日の週にワクチンの分配を受け、神戸市・伊丹市から先行して高齢者を対象に接種実施に向け準備を進め、伊丹市でも12日から高齢者施設で接種を開始しており、75歳以上を対象とした集団接種の受付を5月6日から、個別医療機関接種の受付を5月17日から開始し順次受付年齢を拡大しているところです。

事業団の老人ホームでは、利用者・職員に対し5月10日・11日・12日と14日の4日間に第1回目の接種を実施し、5月31日・6月1日・2日と4日の4日間に第2回目の接種を終了しました。

伊丹市社会福祉事業団におきましては感染症対策本部を設置し、兵庫県や伊丹市が定める対処方針等に従い下記により対応するものとします。

1. 対応の期間

- ・緊急事態措置期間（令和2年4月7日～令和2年5月21日：1回目）以降の対応
令和2年6月1日（月）～令和3年1月13日
- ・緊急事態措置期間（2回目）
令和3年1月14日～令和3年2月28日（首都圏の1都3県は3月7日まで）
- ・緊急事態措置期間（2回目）以降の対応
令和3年3月1日（月）～令和3年4月4日（日）
- ・まん延防止等重点措置実施期間（兵庫県：神戸・芦屋・西宮・尼崎）
令和3年4月5日（月）～令和3年4月24日（土）
- ・まん延防止等重点措置実施期間（兵庫県：伊丹・宝塚・川西・三田・猪名川・明石）
令和3年4月22日（木）～令和3年4月24日（土）
- ・緊急事態措置期間（3回目）
令和3年4月25日（日）～令和3年6月20日（日）
- ・まん延防止等重点措置実施期間（兵庫県：伊丹市等15市町）
令和3年6月21日（月）～令和3年7月11日（日）
- ・感染リバウンド防止対策（兵庫県）
令和3年7月12日（月）～令和3年8月1日（日）
- ・まん延防止等重点措置実施期間（兵庫県：伊丹市等15市町）
令和3年8月2日（月）～令和3年8月19日（木）
- ・緊急事態措置期間（4回目）
令和3年8月20日（金）～令和3年9月12日（日）

*兵庫県・伊丹市の対処方針等が見直された時点で随時見直す

(最新の見直し時点、令和3年8月18日：伊丹市に基づく)

2. 基本的な取組み

新型コロナウイルス感染症の爆発的な新規感染拡大が進み、

兵庫県に緊急事態宣言が発令されました。

今一度気を引き締め、基本的な取組みを実践してください。

○ 緊急事態宣言発出により求められる対応

- 職員等及び関係する従業員等の不要不急の外出の自粛
- 都道府県間や感染拡大地域への不要不急の移動は自粛
- 時短要請の出ている飲食店の20時以降の利用、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等の利用を禁止
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮に応じていない飲食店等の利用は厳禁
- 混雑している場所や時間を避けて行動、特に混雑した場所等への外出を半減
- 大人数・長時間に及ぶ飲食、家族以外の普段一緒に食事をしない人の会食を禁止、家庭内も含め食事中の会話を控える
- 飲食の場では黙食を実践し、会話の際はマスクを着用すること
- 人との接触削減を念頭に、在宅勤務・Web会議等の導入

- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加を禁止

以下、新型コロナウイルス感染症の感染対策をまとめた国が示す「新しい生活様式の実践例」を徹底実践する。

○ 「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

- 感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い
 - 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける
 - 外出時や屋内でも会話するとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくともマスクを着用する
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う
 - 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒液使用も可）
 - ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする
- 移動に関する感染対策
 - 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
 - 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用する
 - 地域の感染状況に注意する

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- こまめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用、窓をすこし空けるだけでも可）と保湿
- 身体的距離の確保
- 3密の回避（密閉・密集・密接） ⇒ ゼロ密を目指そう！
 - ※ 感染力の強い変異株に注意
 - ・「密閉」空間にしないよう、こまめな換気をする
 - ・「密集」しないよう、人と人の距離をとる
 - ・「密接」した会話や発生は、避ける
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック
 - 発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

- 買い物
 - 通販も利用
 - 1人または少人数ですいた時間に
 - 電子決済の利用
 - 計画を立てて素早く済ます
 - サンプルなど展示品への接触は控えめに
 - レジに並ぶときは、前後にスペース

➤ 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
 - ・休憩室、喫煙所、更衣室など居場所の切り替わり時
- 予約制を利用してゆったりと
- 狹い部屋での長居は無用
 - ・狭い空間での共同生活は避ける
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

➤ 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

➤ 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに、会話する際はマスク着用
 - ・大人数や長時間に及ぶ飲食は厳禁
 - ・黙食の励行
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて
 - ・飲酒を伴う懇親会等は厳禁
 - ・友人等を招いた家飲み等の禁止

➤ イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

○ 追跡システム・接触確認アプリの利用等

- 施設やイベント等における感染拡大防止を図るため、クラスター発生のおそれがある時等に迅速に利用者への注意喚起情報を提供する「兵庫県新型コロナ追跡システム」を利用すること
- 厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（略称：COCOA）を個人スマートフォンへのインストールし活用すること。
- 自ら日々の行動歴・接触した人を記録しておき、万が一感染した時の感染経路の解明に備えること

3. 利用者への対応

利用者への対応をはじめ事業の実施にあたっては、「2. 基本的な取組み」を基本におきながら、以下の事項に留意すること。

- 他の感染症にも十分留意しつつ、基本的な取組みを徹底した上で事業を継続する。
 - 夏季の高温多湿の季節にあっては、利用者の**熱中症予防には十分留意しつつ、マスク着用・エアコン使用時も換気**するなどの感染防止対策を厳重に徹底した上で事業を継続する。
 - マスク着用時の脱水症状に特に留意
 - 非接触型体温計による検温
 - オンライン面会の実施
 - 共用部分の定期的消毒
 - 面会者からの感染を防ぐため、面会についてはオンラインを活用して実施する
 - 原則、利用者の外泊、外出を自粛する
 - **ボランティア等**の外部人材による行事、講座並びに実習生の受入れ等については、**原則実施しないこと**とし、やむを得ず実施する場合には、感染防止対策を厳重に徹底した上で実施する。
 - 散髪については、感染防止対策を厳重に徹底した上で実施する。
 - 委託事業所以外の業者や一般の来客等の来訪については中止し、電話等による対応を基本とする
 - 相談事業所等では、電話等による相談を基本とし、来訪される利用者に対してはビニール等の仕切りによる防護をした上で一定の距離を確保、やむを得ず利用者宅等や出前講座の開催場所等を訪問する際は最小限の人数で時間を限定するなど、感染防止対策を厳重に徹底する
 - 出前講座開催については、**原則実施しないこと**とし、やむを得ず実施する場合には、感染防止対策を厳重に徹底した上で実施する。
 - 利用者やご家族、市民と対面で接する機会がある場合は、「『新しい生活様式』の実践例」などのチラシを活用し、感染拡大防止の啓発を積極的に行う。

4. 職員の対応

職員は、**若者の感染やその家族内での感染が拡大**していることから**同居家族も含め**、

- 「2. 基本的な取組み」を徹底するとともに、次の事項に留意すること。
- 発熱が続き、息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障害等の症状があれば、かかりつけ医や「発熱等受診・相談センター」（保健所）へ相談すること。
 - 職員各自が従前に増して行動抑制と健康管理等を徹底し、同居家族等に対しても同様の対応を求めた上で、不調を感じた場合は休暇を取得して療養し、速やかに管理者等を通じて総務課に状況を報告すること。

（「新型コロナ感染対策フローチャート（職員が感染疑い）」参照）

- 感染防止のため、引き続き自身・家族の健康管理に努める
- 発熱等風邪症状が認められる場合は、出勤を見合せ自宅療養する
- 管理者に報告し、年次有給休暇を取得する
- 職員の家族に発熱等風邪症状がある場合も管理者に報告する
- 管理者は、職員の状況を把握の上、振替え等によりシフトの調整をする
- 管理者は、速やかに統括事業管理者に報告する
- 人員確保が難しい事態が発生した場合の超過勤務命令による対応に協力する

- 次の場合は特別休暇の取得対象とする
(「新型コロナウイルス感染症に関する取得可能休暇一覧」参照)
 - ・ 職員及び契約社員（以下、「職員等」という）が新型コロナウイルス感染症に感染したおそれがあるため、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 16 条第 2 項に規定する停留の対象となった場合
 - ・ 職員等又は職員等の親族の症状について、「発熱等受診・相談センター」に相談する状況で、感染拡大防止の観点から、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
 - ・ 職員等の親族のうち、風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある小学校、特別支援学校等（以下、「小学校等」※という）に通う子の世話をする必要がある場合（令和 4 年 3 月 31 日まで）
 - ・ 新型コロナウイルス感染者発生に伴い臨時休業となった小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった場合（令和 4 年 3 月 31 日まで）
※小学校等：小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等
- 勤務中の留意点
 - 疲労の蓄積（易感染性）を避けるため、**夏季休暇・有給休暇**を有効に取得するとともに、一層の業務の効率化に努め、超過勤務命令は必要最低限とすること。
 - 各種関係団体等が開催する講演会や研修会への出席については、資格の取得・更新等のために必須になっているものを除き出席は避けるものとし、Web 会議システムを活用した研修の受講に努め、参加型の場合は最小限の人数のみとし、受講後職場内等で配布資料の回覧や必要に応じて伝達研修を行うようにすること。
 - 飛沫感染の防止について
 - ・ メール、電話等を活用して、取引業者や職員同士の接触機会を減らすとともに、対面時には適切な距離を確保すること。
 - ・ 対面での会議等をできる限り回避し、やむを得ず開催する場合には、参加者は必ずマスクを着用し近距離対面での着席は避け社会的距離を確保すること。
 - **換気の徹底と適度な保湿**について
 - ・ 窓の開閉が可能な場合は、空調を使用している場合であっても窓を開け換気すること。（室温が急激に変化しないよう窓を少し開けるだけでも可）
 - ・ 複数の窓がある部屋ではできるだけ対角線上の窓を開放し、窓が一つしかない場合はドアを開けるなど、空気の通り道を確保し換気するとともに適度な保湿を行うこと。
 - 共用物品、機器の**消毒**について
 - ・ 共用物品、機器については、適宜消毒すること。
 - 飲食の場等の 3 密（密閉・密集・密接）回避 ⇒ **ゼロ密、黙食の実践**について
 - ・ 昼食時の休憩場所などでは、密閉・密集・密接を避ける ⇒ **めざせゼロ密**。
 - ・ テーブルで向かい合っての食事や食事をとりながらの会話は、飛沫感染のリスクを非常に高めることから禁止とし、時間差を設けて食事をとる、正面に座らない、仕切りを設ける等各職場環境に応じた工夫をすること。
 - ・ 飛沫感染防止のため黙食を実践すること。
 - 感染者の発生に備え業務継続計画（BCP）の作成を行い、全事業所、特に入所施設では、職員に感染者が出た時の対応として、実施する必要のある業務を厳選した最小限のサービスを少人数で提供できる職場体制を確立するとともに、職員は利用者に感染者が出た時の対応の手順を確認しておくこと。
 - 新型コロナウイルス感染防止に向けた業務見直しを契機に、働き方改革への取組

みやサービスの向上に活かすことができるよう、ＩＣＴ活用の提案など意識して取り組むこと。

○ 禁止事項

- 職員やその家族に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者が発生した場合はもちろん、風邪を罹患した者や花粉症の症状がある者等に対して、職場内外において**理不尽な扱いや攻撃的、差別的な言動は厳禁**とする。

以上

【改定年月日】

- 令和2年6月1日全面改正)
令和2年7月1日・20日・27日
令和2年8月7日
令和2年9月1日
令和2年10月1日
令和2年11月24日
令和2年12月11日・25日
令和3年1月14日
令和3年2月4日
令和3年3月1日
令和3年4月8日・19日・26日
令和3年5月11日・31日
令和3年6月21日
令和3年7月12日
令和3年8月2日